

青森県報

第四千三百四十四号

平成二十九年
九月一日
(金曜日)

目次

規 則

○青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例に規定する実技試験に係る技能検定試験受験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則……………

(労政・能力
開 発 課) …… 一

告 示

○青森県景気ウォッチャー調査の実施……………

(統計分析課) …… 二

○技能検定試験の施行……………

(労政・能力
開 発 課) …… 二

○保安林皆伐許容面積の限度……………

(林 政 課) …… 三

○二以上の地域県民局の所管区域にわたる農林畜水産業及び自然環境の保全に関する事務を分掌する地域県民局の指定の一部改正……………

(農村整備課) …… 六

教育委員会

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………

(学校施設課) …… 六

規 則

青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例に規定する実技試験に係る技能検定試験受験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十九号

青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例に規定する実技試験に係る技能検定試験受験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例に規定する実技試験に係る技能検定試験受験手数料の額を定める規則(平成十二年三月青森県規則第百十一号)の一部を次のように改正する。

第一項の表中「、複写機組立て」を削り、第二項中「前項の規定にかかわらず、」を削り、「各種学校に在学する者」の下に「(以下これらの者を「在校生等」という。)」を加え、「次の表の上欄に掲げる職種に係る」を削り、「における実技試験に係る技能検定試験受験手数料の額は、当該職種の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおり」を「(第四項に規定する場合を除く。)」における前項の規定の適用については、同項の表中「一万七千九百円」とあるのは「一万九百円」と、「一万四千九百円」とあるのは「九千九百円」と、「一万三千百円」とあるのは「八千七百円」に改め、同項の表を削り、本則に次の二項を加える。

3 技能検定試験を受験する日の属する年度の初日において三十五歳に達していない者(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。以下「三十五歳未満の者」という。)で、二級又は三級の技能検定試験の受験資格を有するものが二級又は三級の技能検定試験を受験する場合(次項に規定する場合を除く。))における第一項の規定の適用については、同項の表中「一万七千九百円」とあるのは「八千九百円」と、「一万四千九百円」とあるのは「五千九百円」と、「一万三千百円」とあるのは「四千百円」とする。

4 在校生等(三十五歳未満の者に限る。)で、三級の技能検定試験の受験資格を有するものが三級の技能検定試験を受験する場合における第一項の規定の適用については、同項の表中「二万七千九百円」とあり、「二万四千九百円」とあり、及び「一万三千百円」とあるのは、「二千九百円」とする。

附 則

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

告 示

青森県告示第六百十七号

青森県景気ウォッチャー調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例（平成二十一年三月青森県条例第十二号）第三条の規定により告示する。

平成二十九年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 調査の目的

本調査は、きめ細かな生活実感のある情報を収集し、県内景気動向判断の基礎資料とすることを目的とする。

二 調査対象の範囲

県内に住所を有する事業所の従事者等

三 報告を求めるとする事項及びその基準となる期間

景気の現状に対する判断、三カ月前と比べた景気の現状に対する判断及びその理由、並びに三カ月後の景気の先行きに対する判断及びその理由に係る事項の報告を求め。

四 報告を求めるとする者

経済活動の動向を敏感に反映する現象を観察できる適当な業種に従事する百名

五 報告を求めるとするに用いる方法

調査票を直接報告者に郵送又は電子メールで配布し、記入済みの調査票を郵送、FAX又は電子メールで回収する。

六 報告を求めるとする期間

調査は、おおむね調査月（一月、四月、七月及び十月）の一日から同月の十五日までの間に行う。

青森県告示第六百十八号

平成二十九年後期技能検定試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により公示する。

平成二十九年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施職種

1 特級

機械加工、放電加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、建設機械整備、プラスチック成形

2 一級及び二級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）、機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、半導体製品製造（集積回路組立て作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、和裁（和服製作作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、製版（DTP作業）、菓子製造（洋菓子製造作業、和菓子製造作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）、塗装（鋼橋塗装作業）

3 三級

機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業、シーケンス制御作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）

4 単一等級

樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）
次の職種は、学科試験のみ実施する。

製麺（機械生麺製造作業）

二 実施期日

1 実技試験は、平成二十九年十二月四日（月）から平成三十年二月十八日（日）までの間において、青森県職業能力開発協会が指定する日に行う。

2 学科試験

(一) 平成三十年一月二十一日(日)に実施する職種

(1) 一級及び二級

機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造、配管、型枠施工、ガラス施
工

(2) 三級

電気機器組立て、配管

(二) 平成三十年一月二十八日(日)に実施する職種

(1) 特級

機械加工、放電加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立
て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、建設機械整備、
プラスチック成形

(2) 一級及び二級

さく井、自動販売機調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、
カーテンウォール施工

(3) 三級

冷凍空気調和機器施工、和裁、機械・プラント製図

(4) 単一等級

製麺

(三) 平成三十年二月四日(日)に実施する職種

(1) 一級及び二級

半導体製品製造、空気圧装置組立て、帆布製品製造、製版、菓子製造、建
築大工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、電気製図、塗装

(2) 三級

機械加工、機械検査、電子機器組立て、建築大工、電気製図

(3) 単一等級

樹脂接着剤注入施工

三 実施場所

1 実技試験の実施場所は、別途青森県職業能力開発協会から通知する。

2 学科試験は、次に掲げる場所のうち別途青森県職業能力開発協会から通知する
場所において行う。ただし、受検人員により実施場所が増減される場合もある。

青森市 弘前市 八戸市

四 受検申請書の提出期限

平成二十九年十月二日(月)から同月十三日(金)まで
五 その他検定に関し必要な事項

1 受検申請書の用紙及び受検案内は、青森県職業能力開発協会に配布する。
2 受検申請書の提出先
青森市大字野尻字今田四三の一

青森県職業能力開発協会

3 技能検定についての詳しいことは、青森県商工労働部労政・能力開発課(電話
〇一七―七三四―九四一五)又は青森県職業能力開発協会(電話〇一七―七三八
―五五六一)に問い合わせること。

青森県告示第六百十九号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定によ
り、平成二十九年年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

平成二十九年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

皆伐許容面積限度を定める単 位区域又は森林の集団の所在	保安林種	皆伐許容面積限度 (ヘクタール)
中村川く笹内川	水源かん養保安林	一、三六八・六二
岩木川下流	〃	四六一・〇五
岩木川上流	〃	八六一・一七
平川	〃	一二二・〇一
浅瀬石川	〃	四一五・五六
今別川く蟹田川	〃	九九〇・六八
青森地区	〃	六一八・三九

上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川、蟹田川	浅瀬石川	平川	岩木川上流	岩木川下流	中村川、笹内川	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
九九・七〇	二四・三四	一四七・五四	一七四・四二	一九・〇六	八六・七五	四二・〇六	一〇・七〇	二七九・七二	一四二・二八	一四八・七七	九二二・一三	三四五・九八	六〇六・七六	一五一・五八	九一一・八八	一、二一四・二一

西津軽郡深浦町	西津軽郡鰺ヶ沢町	八戸市	上北郡おいらせ町	三沢市	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	下北郡東通村	五所川原市	つがる市	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川
〃	防風保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	飛砂防備保安林	〃	〃	〃	〃
二・八四	三・八二	一・六〇	四・七〇	二四・八六	二一・三八	九・七二	六・一六	〇・三〇	〇・二〇	一五・六八	五・七八	一・六四	〇・八六	八四・三六	八七・二〇	〇・七二

東津軽郡外ヶ浜町	北津軽郡中泊町	上北郡おいらせ町	三沢市	十和田市	上北郡七戸町	上北郡東北町	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	むつ市	下北郡東通村	弘前市	北津軽郡中泊町	北津軽郡鶴田町	五所川原市	つがる市
〃	干害防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〇・〇八	二・四〇	〇・〇四	四・三〇	〇・四九	〇・九六	〇・六四	八・三六	三五・〇六	〇・五〇	四・一〇	一三・七八	〇・二六	〇・〇二	三・二六	一五・一四	二二八・九六

南部地区	津軽地区	三戸郡南部町	三戸郡三戸町	三戸郡階上町	八戸市	三沢市	十和田市	上北郡七戸町	上北郡東北町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	東津軽郡平内町	青森市
〃	保健保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
九八・五二	一五九・一八	八・六二	九・三二	三・七六	一・〇〇	三・二四	〇・〇〇	二・九六	〇・三六	四八・二八	〇・九八	三・六〇	三一・〇〇	一〇六・〇四	一・七四

青森県告示第六百二十号

平成十九年四月一日青森県告示第二百六十四号（二以上の地域県民局の所管区域にわたる農林畜水産業及び自然環境の保全に関する事務を分掌する地域県民局の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

表に次のように加える。

県営奥入瀬川南岸地区ため池等整備事業
に関する事務

三八地域県民局
上北地域県民局

上北地域県民局

教 育 委 員 会

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年九月一日

青森県教育委員会教育長 中 村 充

一 物品等の名称及び数量

青森丸重油供給単価契約 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県教育庁学校施設課

青森市新町二丁目三の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十九年八月一日

五 落札者の名称及び住所

株式会社アベキ

宮城県仙台市青葉区上杉一丁目六の六

六 落札金額

一キロリットル 六万六千九百六十円

七 落札者を決定した手続

購入物品を確実に納入できると判断した申請書を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十九年六月二十一日

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付十五円四十四銭